指 名 停 止 情 報

大林道路株式会社 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8

上記の有資格者について、「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号)別表第 2 第 13 号 (建設業法違反行為)に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行った。

記

1 指名停止の期間 令和7年3月12日 ~ 令和7年4月11日(1か月)

2 指名停止の理由

大林道路株式会社において建設業法(昭和24年法律第100号)第15条第2号の 規定に違反し、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置してい たことが、同法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和6年12 月20日に関東地方整備局から監督処分(指示)を受けていることが「工事請負契 約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号)別表第2 第13号(建設業法違反行為)に該当すると認められるため。